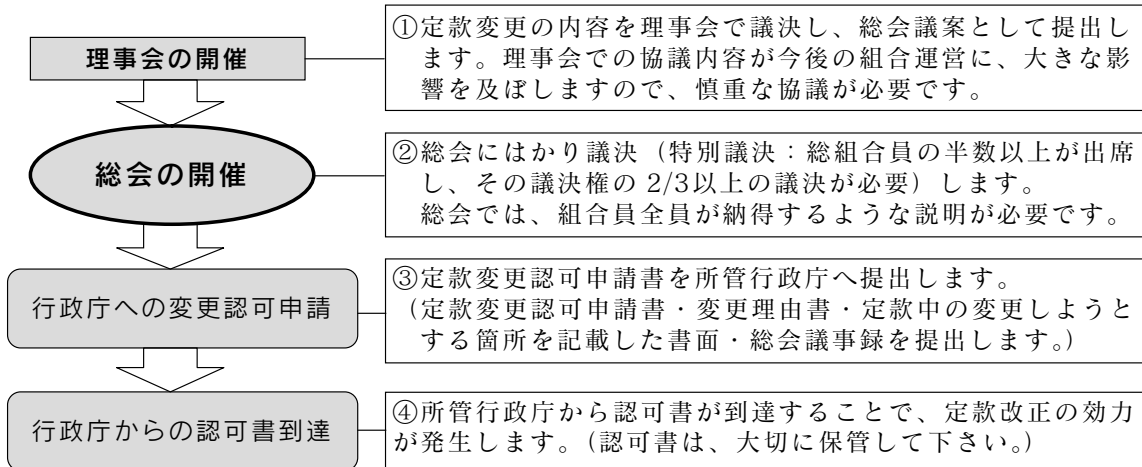


組合相談コーナー 定款・規約の改正について

- Q 定款や規約の改正には、どのような手続きが必要になりますか。改正までの流れとポイントを教えてください。
- A 定款の改正については、次のような流れで行います。



なお、規約の改正については、一般的な組合（※）では、所管行政庁の認可は必要としないので、総会にはかり議決されることで、効力が発生します。

（※共済事業を実施している組合は、所管行政庁の認可を必要とする場合があります。）

定款や規約は、組合運営の根幹となる重要な部分の一つですので、改正については、十分な協議を重ね、組合の実情に即した内容となるよう留意することが必要です。

話題の広場

中央会事業より

首都圏攻略プロデュース事業

「マーケティング調査(試食アンケート)」を実施!

平成23年12月10日(土)～11日(日)の2日間に亘り、東京都の麻布十番商店街パティオ十番において、首都圏攻略プロデュース事業の採択商品である「(仮称)子持ちハタハタ甘露煮」と「(仮称)山ぶどうチョコレート」の試食アンケート調査を実施しました。

当日会場には、家族連れ等、幅広い層の方々が多数来場し、多くの方々から調査の協力を頂きました。

試食した来場者からは、「美味しいので売っていらさず買いたい。」等の意見が寄せられました。

今回の調査は、首都圏在住の一般消費者を対象に、今後の商品づくりの参考とするために実施したもので、

今後は、これまでに得られた各種調査結果を分析して、「首都圏で売れるための商品づくり」に取り組み、更に商品改良を加え、来年3月には、東京都内において開催する販売促進イベントで、現在の主力商品と併せて新商品として販売を開始することにしております。



【試食アンケート実施の様子】